

## 新型コロナウイルス:移動および集会制限措置の緩和(詳細)及び現在の状況(6月6日)

### 【ポイント】

- セネガル内務省は、6月5日付けの省令において、6月4日の記者会見で発表した移動および集会制限措置の緩和の詳細を発表しました。
- その他セネガルにおける現状は本文2をご確認ください。邦人の方の感染や隔離の情報に接した場合には、当館までご一報お願いいたします。

### 【本文】

#### 1 セネガルにおける非常事態宣言下の措置(移動・集会制限)の一部緩和

セネガル内務省は、6月5日付けの省令において、外出禁止時間帯(夜23時から早朝5時まで)における移動は禁止であるが、業務目的や病者・遺体搬送の場合については外出禁止時間帯でも許可を得れば移動可能とする旨発表しました。外出禁止時間帯における業務目的の移動は、州をまたぐ場合は内務大臣、州内の移動については州知事、病者・遺体の搬送は州知事或いは県知事が許可することができます。これによって、早朝5時以降夜23時までの外出禁止時間帯以外は、国内の移動は制限されないこととなります。また、バスターミナルでは、消毒、マスク着用、手洗い、社会的距離の遵守が求められます。

集会制限については、公道での行列、パレード、集会やデモ、劇場・バー・海岸・スポーツグラウンドといった人が集まる場所での集会は禁止とし、公共・私的な場での会合、レストラン、カジノ、商業市、宗教施設での集会は認められる旨発表しました。但し、これらの場所では、マスク着用、手洗い、社会的距離等、個人及び集団の防御措置の徹底が求められます。

#### 2 セネガルにおける状況(6月6日現在)

##### (1) 感染状況

6月6日現在、セネガルにおける新型コロナウイルスの感染者は累計4249名、うち47名が死亡、1名が国外搬送、2512名が治癒済み、1689名が治療中です。

本6日の保健省会見では、コロナ対策3か月目の月例報告として、保健省の対策チームの責任者による報告が合わせて行われましたが、セネガルでは死亡率が約1%で、アフリカ平均はその2.5倍、世界平均は6倍であることに鑑みれば、状況は十分コントロールできており、コロナは治癒できるものと証明できているとの発言がありました。しかしながら、移動・集会制限が緩和されたことにより、今後はコミュニティ、個人レベルの防護対策が一層重要になることが繰り返し強調されていました。

現在、セネガルのほぼ全土において感染が確認されていますが、感染者の多くはダカール州で発生しています。感染者が発生している保健区は79のうち51保健区で、ダカール南部(少なくとも597名)、ダカール西部(少なくとも619名)、ダカール中央部(少なくとも568名)、ダカール北部(少なくとも551名)、ンバオ(少なくとも128名)、ユンブル(少なくとも71名)、ゲジャワイ(少なくとも180名)、ピキン(少なくとも91名)、ルフィスク(少なくとも107名)、サンガルカム(少なくとも92名)、ジャムニャジョ(少なくとも47名)、クルマサル(少なくとも64名)、ティエス(少なくとも89名)、ンブール(少なくとも25名)、ポペンギンヌ(少なくとも17名)、ティバワン(少なくとも15名)、プットウ(少なくとも55名)、トゥーバ(少なくとも381名)、ンバケ(少なくと

も 48 名), ジュルベル (少なくとも 2 名), ジガンシヨール (少なくとも 47 名), ウスイ (少なくとも 4 名), ジュルル (少なくとも 2 名), サンルイ (少なくとも 6 名), リシャートル (少なくとも 1 名), ファティック (少なくとも 2 名), ジャハオ (少なくとも 1 名), カオラック (少なくとも 7 名), ニョーロ (少なくとも 4 名), タンバクンダ (少なくとも 22 名), グディリ (少なくとも 63 名), ベリンガラ (少なくとも 70 名), ルーガ (少なくとも 31 名), サカル (少なくとも 1 名), セデュー (少なくとも 104 名), リンゲール (少なくとも 6 名), チャジャイ (少なくとも 2 名), メヘ (少なくとも 5 名), ケドゥグ (少なくとも 1 名), ホンボル (少なくとも 1 名), ジョアル (少なくとも 1 名), ラネル (少なくとも 1 名), クンゲル (少なくとも 2 名), ビニョナ (少なくとも 7 名), コキ (少なくとも 2 名), ブンキリン (少なくとも 6 名), ティロニュ (少なくとも 2 名), マタム (少なくとも 2 名), ホンボル (少なくとも 1 名), ダールムスティ (少なくとも 1 名), ビルキラン (少なくとも 1 名) 及びジョフィオール (少なくとも 1 名) です。

## (2) 感染が疑われる場合

発熱, 咳等の風邪症状が出ている場合や, 身近な方や勤務先等での接触者に感染が確認された場合には, 自己隔離し, 外出を避け, (現地の医療事情に鑑み) 医療機関を受診することは避けていただき, 症状が数日以上続く場合にのみ, 保健省の相談窓口「800 00 50 50」(24 時間対応)にご相談ください。また, 呼吸困難等の緊急事態の場合には, 「1515」にて救急車 (SAMU) を呼ぶことを推奨いたします。いずれの場合にも, 速やかに当館まで情報共有いただきますようお願いいたします。同様に, 外出時等に「接触者」等として取り扱われ, 自宅隔離を命じられるような場合には, 速やかに当館までご連絡いただきますようお願いいたします。

## (3) 病院関連情報

現在, セネガルにおいて, 新型コロナウイルス感染者が隔離入院している場所は, ジャムニャジョの小児病院内の治療センター, ダカールの Fann 大学病院, l' Ordre de Malte 総合病院, Principal 軍病院, ダンテック病院, グランヨフの Idrissa Pouye 病院, ゴルフ・クリニック, ゲジャワイの Dalal Jamm 病院, トゥーバ, ジガンシヨール, コルダ, タンバクンダ, サンルイ, セデュー, カオラックの治療センター等 24 か所の医療施設です。また, 感染者数の増加に伴い, 感染者のうち, 50 歳未満で既往症がなく, かつ, 無症状の者は, 医療機関外での受け入れが開始しました。ダカール州はレオポール・セダール・サンゴール旧空港敷地内の施設及びノボテル・ホテル, ティエス州はゲレオの軍研修施設及び軍の基地, その他セデュー州, ジュルベル州, コルダ州にもそれぞれ専用施設が整備され, 全国で 9 か所設置され, 今後も他州に拡充する計画です。

## (4) 接触者の隔離場所関連情報

感染者との接触者は, 自宅にて自己隔離が命じられます。ご自身が接触者として自己隔離を命じられる場合や, 邦人の方が隔離対象となった等の情報に接した場合には, 当館までご一報いただけますようお願いいたします。

## (5) その他制限等

セネガルでは3月24日に非常事態宣言が発出され（4月3日付けで30日間、5月3日付けで更に30日間延長）、5月12日以降は夜間21時から早朝5時まで、6月4日以降は夜23時から早朝5時までには外出禁止となっています。

また、4月19日以降、行政サービス、民間サービス、商業施設、交通機関においてはマスク着用が義務付けられています。宗教施設は5月12日以降、再開が認められましたが、6月2日からとされていた一部学年の再開は、新たな決定まで見送られました。

#### （6）感染を避けるために

在留邦人の皆さまにおかれましては、引き続き、不要不急の外出を避け、外出時には人混みを避けると共に、マスクの着用や、石けんによる手洗い、手指消毒用アルコールによる消毒等を行い、感染予防に努めていただきますようお願いいたします。また、屋内では、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間（密閉空間・密集場所・密接場所）に集団で集まることは避けていただき、十分な換気をされることを推奨いたします。

#### （参考ウェブサイト）

●外務省海外安全 HP (各国の感染状況、渡航制限措置等)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

●日本帰国時の措置について（厚生労働省サイト）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00098.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00098.html)

●厚生労働省新型コロナウイルス関連サイト

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

●在セネガル大使館 HP 日本語版

[https://www.sn.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.sn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

●セネガル保健省 HP

<http://www.sante.gouv.sn/>

#### 【問い合わせ先】

在セネガル日本国大使館

[taishikan.senegal@dk.mofa.go.jp](mailto:taishikan.senegal@dk.mofa.go.jp)

Tel+221-33-849-5500, Fax+221-33-849-5555(夜間緊急 +221-77-569-8103)